

平成24年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

日時：平成24年5月28日（月）13時00分～15時

場所：社会福祉センター地下 会議室

◇出席者

会長 藤原敬悟 医師
 委員 秤屋尚生 歯科医師
 副会長 兼坂 誠 社会福祉協議会
 委員 劔地平子 民生委員・児童委員
 委員 瀬尾 潔 ボランティア団体
 委員 内川浩明 施設介護サービス事業者
 委員 大野哲義 在宅介護サービス事業者
 委員 濱田はるみ 公募市民
 委員 中川絹子 公募市民
 委員 時得ひろみ 公募市民
 委員 芦崎 徹 公募市民
 委員 能代 裕 公募市民
 委員 松山 毅 学識経験者

◆事務局出席者

・福祉部 部長 川根 紀夫
 ・高齢者福祉課 課長 櫻井 正行
 生きがい支援班 副主幹（班長） 清宮 勝弘
 主査補 阿部 徳彦
 包括支援班 主査 土屋 宏子
 介護給付班保険班 主査（班長） 福山 利加子
 介護認定班 副主幹（班長） 島村 美恵子

◇欠席者

委員 鳥塚キミ子 高齢者クラブ

◆傍聴者：2名

<p>1. 開会 ○高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきますと思います。 本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日司会をさせていただきます高齢者福祉課長櫻井でございます、どうぞ、よろしくお願いいたします。 では、会議の開催にあたり、福祉部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>2. あいさつ ○福祉部長</p>	<p>本日は大変お忙しい中を、平成24年度 第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきありがとうございます。 昨年度は、第5期佐倉市高齢者福祉・介護保険計画の策定に、ご尽力いただき併せてありがとうございます。今年度は、この計画を推進していかなければなりません。 早速、この会議で計画の進捗および施設整備の状況について担当より報告してまいります。今後の計画を進めて行く上で、皆さまの忌憚のないご意見をいただき、進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 次に、今年度4月より、高齢者福祉課と介護保険課が統合し、高齢者福祉課となりました。 これまで、2課5班体制で事業を実施してまいりましたが、介護予防班と生きが</p>

	<p>い支援班が1つの班となり、「生きがい支援班」「包括支援班」「介護給付保険料班」「介護認定班」の4班1課で動き始めております。</p> <p>さらに、職員の異動もありましたことから、本日の会議に入ります前に、それぞれのご紹介の時間をとらせていただきたく存じます。</p> <p>福祉部長から順次職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～職員自己紹介～</p> <p>○高齢者福祉課長 会議に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ (1) 平成23年度高齢者福祉サービス等事業実績について ・ (2) 地域密着型サービス運営委員会 ・ 資料1 第5期計画期間中の施設整備計画公募状況について ・ 資料2 平成23年度高齢者サービス等事業実績について ・ 資料3 地域密着型サービス運営委員会（会議資料） ・ 資料4 地域資源マップ <p>以上でございます。</p> <p>それでは、ただいまより、平成24年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。</p> <p>では、恐縮ですが藤原会長からご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
<p>●会長</p>	<p>こんにちは、ご紹介にあずかりました藤原でございます。</p> <p>この会議の目的でございますけれども、この会議は意思決定機関ではございません。あくまでも市の行政の施策を実行していく上においての意見を述べる場でございます。</p> <p>従いまして、各委員の皆さまのいろいろなご意見、これが責任を伴うとかそういったことは一切ございませんので、どうぞ忌憚の無い意見をどんどんおっしゃっていただきまして、このたびの市の計画見直しに役立てていただければと思います。</p> <p>わたくしとしましては、市とタイアップいたしまして、いろいろ建設的に高齢者の方の福祉の役に立てるような意見が打ち出せないかと、そのように考えております。ひとつご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条</p>

3. 議事
●会長

第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、規定によりまして会長が会議の議長を務めることとなっているようでございますので、私の方で進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。

※本日の会議には傍聴人がみえております。

本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。

本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することによってよろしいでしょうか。

～委員了承～

それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしくお願いいたします。）

それでは、次第に従いまして（1）平成23年度高齢者福祉サービス等事業実績についてですが、これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議長、よろしいでしょうか。高齢者福祉課生きがい支援班 清宮です。昨年度は、計画策定にご協力いただきありがとうございますございました。先日、第5期計画の冊子と概要版をお配りさせていただきました。

よろしくお願いいたします。それでは失礼して座らせていただき、ご説明させていただきます。

資料1に、第5期計画中の今年度の施設整備計画公募状況について、計画の57ページに日常生活圏域ごとに示してあります。

特養について、平成24年4月20～5月18日で公募しました。臼井千代田圏域に新設100床を1施設、市内に増設50床を1施設、予定しております。その結果ですが、新設3件のうち1件は新設の社会福祉法人、残り2件は既設の社会福祉法人ということで、応募があり受付をいたしました。明日、市の職員だけなのですが福市長を含む委員による選定委員会で応募者に応募内容についてヒアリングを行い、審査を実施する予定です。

併せて増設が1件出ています。これは、佐倉地区です。

介護老人保健施設については、根郷・和田・弥富圏域において、100床1施設の公募をしており、現在受付中ですが、問い合わせが多数あり、今現在、すでに受付の予約が入っているので、応募はゼロではない見込みです。

地域密着型サービスについてですが、定期巡回については1箇所のみ、夜間対

	<p>応型については、今回公募はありません。</p> <p>認知症対応型通所介護施設については、2圏域に各1箇所、2施設、24名の公募となっています。</p> <p>小規模多機能居宅介護施設については、4圏域に各1施設の公募で、計4施設100名となっています。</p> <p>認知症対応型共同生活介護施設は、2圏域に各1施設で計2施設の公募となっています。</p> <p>地域密着型特定施設入居者介護としては、介護付き有料老人ホーム、介護付き住宅を合わせて140床の公募、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、各圏域に1施設で5施設145床の公募となっています。</p> <p>今現在、受付自体はゼロですが、問い合わせが多いので、応募は有る見込みです。</p> <p>公募期間については、介護老人保健施設と特定施設以外の地域密着型サービスは、4月27日から6月8日で、特定施設に関しては、4月27日から7月2日までの公募となっております。</p> <p>地域密着型について本来であれば、懇話会でみなさんのご意見を頂きたかったのですが、県の方への要望書の提出日程の都合上出来ませんでした。というのは、臨時交付金について、今年度は手厚いのですが、来年度になってしまうと、国に返還しなくてはならないという制約があり、公募前にご意見を頂くというのが難しく、このようなスケジュールになってしまいましたことをご了解頂きたいと思います。</p> <p>この件で、何かご質問はありますか？</p>
●議長	今の説明について質問はありますか？
●A委員	介護老人福祉施設の増設は、どちらの施設での予定ですか？
○事務局	佐倉地区の白翠園です。ここは、従来型の施設で、現在50床の多床室です。設立当時はユニットの考え方がなかったわけです。今回は、ユニット型で応募が来ています。
●A委員	認められたら、着工ということになるのですよね。これは、何年くらいかけていくのですか？
○事務局	新設だと、2年くらいではないかと思います。
●A委員	去年2施設を作り、介護保険料が結構上がっていますが、これだけ作ると、また保険料が上がらないでしょうか？
○事務局	5期計画の時に、皆さんにご意見を頂いたかと思いますが、計画の65ページをご覧いただくと、介護老人福祉施設の年間利用人数が出ています。平成22年度で5,285人、23年度で5,900人、24年度は7,728人ということで、

	<p>今回特養が200床増えたことにより、年間利用人数の増加が示されています。さらに、2年後は増える見込みで、平成26年度末につきましては、9,192人と見込んでいます。これだけでなく、認定者も増えています。それを見込んで、当然介護保険料も増えるだろうということで、保険料の算定を行っています。</p>
●B委員	<p>新しく特養が臼井・千代田地区に出来ますが、これが完成すると施設の数と使用する人数はどうなるのですか？</p>
○事務局	<p>計画の58ページを見てください。平成23年12月末現在の数字が載っています。施設が増えると、9施設で780人となります。</p>
●B委員	<p>特養の待機者が600人くらいいるとのことですが、入所緩和の見通しは、どのようになっていますか？</p>
○事務局	<p>では、資料2でご説明します。特別養護老人ホーム入居希望者数の推移がありますが、ここに、平成20年4月から平成24年4月までの数字があります。平成24年4月は、609人となります。200床増えた結果、平成20年度と同じ数字になりました。この表にある数字の実体としては、入所にあたり、各施設から10人に連絡をして1名入所というのが現状の様なので、本当の入居希望者としては、最大5割、最小で1割、すなわち本当に待っている人は、1～2割ではないかと思います。厚労省の調査では、13パーセントとなっております。</p> <p>本当の数字を掴むのは難しいのですが、一応、申し込み状況は、この数字となっております。</p>
●C委員	<p>話は、前後しますが、今年度は、会議の録音はありますか？</p>
○事務局	<p>はい。録音しております。ご了承願います。</p>
○事務局	<p>では続いて説明をいたします。</p> <p>平成23年度高齢者サービス等事業実績の報告をさせていただきます。</p> <p>資料2によりますと、人口は微減となっておりますが、高齢化率を見ますと23.15パーセント、後期高齢化率は9.21パーセントという形です。65歳以上人口は約39,000人に対して41,000人。75歳以上が15,381人に対して16,405人と高齢者人口が増えています。</p> <p>要介護、要支援認定者数は、昨年度5,473人に対して5,740人となり、認定者数は増加しています。率では、13～14パーセントになります。</p> <p>入所関係の人数については、介護福祉施設については昨年度445人に対して574人特別養護老人ホームに入所されていて、施設が200床増えたことが如実に表れている数字かと思えます。</p> <p>介護老人保健施設についても、10人の増加です。介護療養型施設は、佐倉厚生苑1箇所ですが、平成26年か、27年に期間延長になっていますが、この施設は</p>

いずれ、老健になるか廃止されるという施設です。

次に、生きがい支援班の事業について説明します。

敬老会については、年々対象者数が増えていて、それに合わせ参加者数も増えていきます。しかし決算額を見て頂くとわかりますが、市の予算は、そのまま現状維持ということですので、少しずつ単価を落として事業を実施している状況です。

敬老祝金の贈呈事業ですが、平成23年度は80歳が、1,158人、88歳が、485人、99歳が36人、100歳以上が68人でますます長寿化しており、贈呈金額も3,473万円と増加していますので、条例を制定して贈呈をしているものですが、今年度は、市の財政の圧迫等もあり、条例改正もやむを得ないかと、懸案事項となっている事業です。

続いて、高齢者就労機会の拡大です。

高齢者福祉作業所で、60歳以上の方を対象に高齢者の知識経験を生かして就労に結びつく事業を、シルバー人材センターに委託して実施している事業です。平成19年度と23年度の金額が大幅に違っておりますが、施設の維持管理についての光熱費等が別々に分かれたので、表示のような数字になっています。

シルバー人材センターへの支援ですが、会員数は若干減、就労延べ人数についてもかなり減っていますが、受注件数はほぼ同じくらいです。契約金額について、平成23年度、減額になっていますのは、市の駐輪場が指定管理になったので、シルバーで行っていた仕事もあったので、それに伴い、金額の減少があったということです。

高齢者の社会参加の促進ということで、高齢者クラブへの活動支援です。単位クラブ数、会員数は、我々は増やしたいところではありますが、老後の過ごし方の多種多様化により、高齢者クラブ加入者数が若干減少してきています。

高齢者学習活動の推進ですが、佐倉市老人憩の家について、指定管理に委託しておりますが、指定管理者の努力により、それぞれの地域での利用に変動はあるものの利用件数、利用人数ともに横ばいの状況です。

佐倉市老人福祉センターにおける教養教室の開催についてです。佐倉市老人福祉センターは、今年度いっぱい、佐倉市老人福祉施設ですが、昨年条例を一部改正いたしまして、来年度からは、地域福祉センターと老人福祉センターが整理・統合され、名前が地域福祉センターとなり、今までは60歳以上の方だけでしたが、地域の老人以外の年齢のより幅広い方が施設を使えるようになります。平成19年度から平成23年度の利用人数を見ると若干減り気味です。その点も加えまして、平成25年4月からは指定管理の導入の形で予定しております。

高齢者安心カードの交付についてです。平成13年度から事業が始まっていまし

て、平成22年度までは、さほど申請も来なかったのですが、平成23年度は、民生委員さんの改選もあり、地震災害の影響もあって、独り暮らしや夫婦二人暮らしであったりする方の身元確認出来る物が必要だという事だったり、老人クラブなどでの組織的な申請もあり、146枚の交付となっております。平成24年度はまだですが、組織的な安心カードの交付が徐々に根付いてきていると感じています。

はり・きゆう・マッサージ等利用支援についてですが、これは、市内60歳以上の方、障害手帳が利用要件となっております。交付枚数89,620枚、利用枚数35,341枚で約2,100万円が決算額となっていて、年々利用者が増えています。

次は、介護予防関係実施事業です。班の整理統合により、介護予防事業も生きがい支援班の事業となっております。

こちらは、福祉・介護に関する各種講演会等の実施ということで、実施回数は、講演会3回で延べ参加人数は、578人です。市民への啓発活動として、年間を通じて、広報誌、各種チラシ、リーフレット、HP等により広報・啓発活動の実施をしています。

介護予防地域支援事業の推進として、高齢者を対象として介護予防に関する知識の普及啓発です。平成23年度は、一気に増えて508回で、延べ参加人数10,679人です。これは、市から地域包括支援センターへ委託により実施しています。

地域介護予防活動ですが、介護予防に関する取り組みを広く行うための人材育成のためのものです。実施回数ですが、23年度8回、延べ参加人数は70人です。佐倉市としとらん塾ですが、市内5箇所の地域介護相談センター（平成21年度以降は地域包括支援センター）において、一般の高齢者向けの介護予防教室で基礎的な学習や体操を実施しています。実施回数は60回、延べ参加人数1,124人と増えております。

介護予防リーダーの養成についてですが、これは登録人数ということで、平成23年度は31人となっております。

学習サポーターの養成については、平成23年度の登録者数は17人となっております。

二次予防事業の対象者の把握についてです。65歳以上の要支援、要介護認定者を除いた方を対象に日常生活に必要な機能の状態を確認するために生活機能評価を実施し、生活機能の低下がみられる方を二次予防事業のために把握するためのものです。3カ年に分けて、市内の地域を3分割し、評価表を各家庭に配布して回収した結果については、該当者に通知をするという形で行っています。今年度は、臼井・千代田地区、来年度は、根郷・和田・弥富地区の予定で、3カ年で二次予防の対象者をすべて把握しようとしています。これ以外にも、地域包括支援センターのほう

にも二次予防の評価シートを置かせて頂いておりますので、ご協力いただければと思います。

通所介護予防（各種介護予防教室）の推進についてですが、平成23年度は、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、介護予防全般で、トータル実施回数は95回です。実参加人数190人、延べ参加人数1348人です。

訪問型介護予防の推進ですが、平成23年度は、希望する方はいらっしゃいませんでした。

認知症予防の推進についてですが、認知症予防教室の状況は、平成23年度は40回となっております。実参加人数52人、延べ参加人数784人となっております。

物忘れ相談実績についてですが、物忘れや認知症について不安がある方及びその家族を対象に専門医による個別相談を実施しており、平成23年度は9回、相談は25件ということで実施しております。

10ページからは包括支援班の実施事業になります。介護者教室については、介護中の方、これから介護を行う予定の方を対象に基本的な介護に関する学習及び実習、介護相談を実施しています。平成23年度の実施回数は10回、延べ参加人数は119人となっております。

紙おむつ等の購入助成ですが、平成23年度の1,032人の申請、交付枚数は20,728枚、利用枚数は14,024枚で決算額は約2,100万円です。こちらも毎年度増加しています。

介護者の集いの開催についてです。介護中の方を対象に、学習や介護者本人の健康管理、情報等の交換を通じて介護者の精神的な緩和を図るための事業です。平成23年度は、実施回数40回、延べ参加人数は305人となっております。

続いて11ページの介護家族の支援です。

訪問理・美容出張費用助成事業は自宅に美容師さんが出向いて実施する事業で、平成23年度は、申請者数は6人、交付枚数は20枚で利用7枚です。

配食サービス事業は65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、調理や買い物等が困難な方を対象に週1～5回、夕食を直接手渡しで届ける事業で、安否確認も含めたものです。平成23年度は、160人に対して延べ19,778食で決算額としては、19,520,886円となっております。利用者は減ってきている状況です。

緊急通報装置の貸与についてですが、一人暮らしの高齢者等に貸与することで災

	<p>害時や緊急時に迅速に適用できるサービスを提供するというものです。平成23年度は190台、決算額は6,733,650円で、整理統合して、25台減となりました。本当に必要な人へということで精査を行った結果です。</p> <p>生活管理指導短期宿泊事業については、平成23年度は、利用がありませんでした。</p> <p>資料の説明は以上でございます。</p>
●議長	何か質問等ございますか。
●D委員	老人福祉センターが地域福祉センターにかわるが、他に地域センターはありますか。
○事務局	中志津に西部地域福祉センターがあります。
●D委員	佐倉市5地域について、全体的に地域福祉センターを作る予定はありますか。南部に作るなら、他の地域にも作ったらどうでしょうか。
○事務局	南部ができた時には、他にはありませんでした。西部に、健康管理センターがあり、南部には何もないので、南部に作ったのだと思います。
●D委員	<p>婦人の家等他にもありますが、指定管理もあり、使い方をより考えてみたらどうでしょうか。</p> <p>また、配食サービスの単価987円は高過ぎませんか。配食への助成だけなのか、利用者の負担額なのでしょう。</p>
○事務局	利用者の1食あたりの負担は350円となっております。配達を兼ねて安否確認も行っております。
●D委員	<p>利用者の負担は350円で、市の負担が637円ですね。わかりました。</p> <p>また、資料1の説明で、サービス付き高齢者住宅の説明がありましたが、小規模特養について、各1となっておりますね。計画では、26年度にはすべて埋まるのですね。</p>
○事務局	そうです。
●D委員	全部、計画の枠が埋まれば、今年で終わりですね。
○事務局	そうなります。ただ、経営的に難しいようで、すべて埋まることはないかと思いますが、今後、介護計画の地域包括ケアの中で、計画の上では、載せていかざるを得ないということになっています。実際は、上がって1件だと思っています。

●D委員	サービス付き高齢者住宅については、140床ですが、全てを含めて140床ですよ。
○事務局	説明させていただきますと、サービス付き高齢者住宅はヘルパー2級以上の人が常駐し相談を受けること、夜間は緊急通報システムをつけていくというもので、簡単に言うと、介護見守り付きのアパートです。市街化区域なら、自由に建てられるが、調整区域には届けがないと、アパートを建ててはいけないということです。介護付き有料老人ホームについては、特定施設としての市の認可が必要になります。認可がないと建てられません。つまり、市街化区域なら、サービス付き高齢者住宅は自由に建てられます。今回市が行うのは、地域密着型や広域型で特定施設として展開する場合は、140床までは認めるということです。
●D委員	枠組みの140床に意味があるのですか？
○事務局	特定施設になるなら、この範囲内ということになります。
●D委員	市内の有料老人ホームについて現状はどうですか。
○事務局	介護付きで現在あるのは、ゆうゆうの里とシャロームの2箇所です。公募の現状として、4月は、事業者からの問い合わせが非常に多く来て、問い合わせに忙殺されていた状況です。
●B委員	1ページ目の敬老会の実績についてですが、これは、贈呈記念品だけだとどのくらいの額になりますか？
○事務局	敬老会は、社会福祉協議会に委託し、24か所で実施しています。対象者は75歳以上で、300円から500円の品物を手渡しして、安否確認を兼ねた、地域交流の場としての意味合いをも兼ねています。
●B委員	昨年アンケートによってもわかりますが、高齢者の要望は多様化しています。ニーズを取り上げる一方で、ニーズが薄くなったものは整理する必要があるのではないのでしょうか。敬老会については、自身の親族の体験からも、形式的ともいえる記念品は無くしてもいいのではないかと思います。以前は、もっと金額の張るものであったかと思えます。本当にニーズに合った何か別のやり方が考えられないだろうか。
○事務局	対象者を70歳から75歳以上に変えてきたという経緯があります。過去、参加者を増やすために、24か所で実施する等と回数も増やして参りました。地域で行うことで、参加を増やして行こうとしています。統合することも要検討かと思いましたが、ここまで裾が広がると、統合は難しい様に感じています。

●B委員	100歳の銀杯は、意義のある事ですが、財政面などを考えると、再考の時期に来ているのでは、ないでしょうか。
○事務局	100歳は、区切りの年齢ではないかと思しますので、このまま継続ではないかと思われま。
●B委員	アンケートを読んで感じたのですが、予算の配分について、より要望の強いところに、思い切って切り替えることも必要ではないかと思ひます。
●C委員	自分も60歳だが、マッサージ券などいろいろなことに必要性を感じません。今まで実施してきたことでも、本当に必要かどうかの見直しをして変えていかないといけないのではないのでしょうか。だんだん核家族になってきて、家族を看られなくなると市に要求する様な事もあるようです。予算を削れるところは削り、介護保険も、今後足りるかどうかわからないので、どこかで、予算を削減していかないといけないのではないのでしょうか。
○事務局	敬老金についてもですが、年々増えています。長寿はよいことなのですが、敬老金の見直しについては、早急に手をつけないといけないと感じています。見直した結果、どの施策に使うかということを検討したいと思ひます。
●E委員	99歳、100歳はともかく、平均寿命が延びているので、80歳、88歳は要らないのではないですか。その予算で、高齢者向けの別な事業が出来るのではないのでしょうか？
○事務局	事務局としても検討したいと思ひます。貴重なご意見をありがとうございました。
●F委員	<p>高齢者就労支援についてですが、これをやっても、就労支援にならないのではないのでしょうか。これは、教養講座で、就労にはつながらないのではないですか。</p> <p>また、敬老の集いについてですが、来ている人は喜んでいます。だから、このような年に一度の顔合わせはあってもよいのではないかと思ひます。記念品は年々値段が下がっていますが、お弁当は出ています。金額ではなく、これはこれでよいのではないかと思ひます。</p>
●G委員	介護保険料、高齢者サービスについてです。介護予防関係について、5ページを見ると、介護予防事業が増えてきています。実績は分かりましたが、効果があったのかどうかですが、成果をどう評価するのでしょうか。成果や評価を想定した介護予防事業を行い、効果を追跡することにより、要支援度や要介護度に反映するかなどを考えたらどうでしょうか。回数だけではなくて、何を行ったのか、効果があったのかという検討を進めてはいかがでしょうか。
●議長	それでは、(2)地域密着型サービス運営委員会についてですが、これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議長、よろしいでしょうか。高齢者福祉課介護給付保険料班です。よろしく願いいたします。それでは失礼して座らせていただき、ご説明させていただきます。

資料3について説明いたします。

当初の予定では、資料3により、群馬県安中市にある市外地域密着型事業の指定について皆様のご意見を頂く予定でしたが、当市での指定の必要がなくなりました。代わりに、そのような結果に至った経緯についてのご説明させていただきます。また、当市への転入者が地域密着型サービスを受けるについての住民としての経過期間についてのご意見を頂きたいと思っております。まずは、追加資料をご覧ください。

この度の案件は「市外地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）の指定についてです。

最初に2ページ目をご覧ください。

地域密着サービスの経緯については、平成18年から住み慣れた地域で介護サービスを受けて暮らせるように、市が事業所からの申請に基づき、指定できるようになりました。

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の委員の皆様には、地域密着型サービス運営委員会の委員も兼ねていただいております。皆様の職務のひとつとして「4. 地域密着型サービスの指定及び運営等に関して意見を述べること」とあります。

次に、地域密着型サービス運営委員会の介護保険法上の位置づけとしましては、中段に参考として載せてありますが、今回の案件は「法第78条の2第6項」に該当し、「当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映するために、必要な措置を講じなければならない」とされており。

これらを受け、地域密着型サービス事業所の指定に際しましては、当委員会である地域密着型サービス運営委員会の審議事項のひとつとして、ご意見をいただくこととなっておりますので、委員の皆様からこの場でご意見を頂く予定で資料を用意し議題にさせていただきましたが、その後の調査により、当市で指定をする必要がなくなった案件となりましたので、この場でご報告をさせていただきます。

事業所の指定について、平成18年4月1日以降について、特例として指定を行い、市外をえるようにもなりました。18年3月31日以前から、市外のグループホームに入居して地域密着型サービスを受けているときは、入居が継続する限り、みなし指定を行うというものです。これが基本です。

次に、経緯についてですが、現在、群馬県安中市に所在している「グループホームくつろぎの里」に18年4月1日以前より入居中の女性の息子さん（佐倉市在住）から相談がありました。

女性は8年ほど前から認知症の症状が出て、徘徊などを繰り返すようになりました。横浜市の介護老人保健施設に入所しましたが、症状が悪化したため、平成18

	<p>年2月に娘の嫁ぎ先である群馬県安中市の当該グループホームへ入所しました。平成18年3月31日以前からの入所であったので、住民票のある横浜市のみなし指定を受けての入所でした。</p> <p>夫は横浜市で暮らしていましたが、現在は88歳の高齢で、一人での暮らしが難しくなり、息子の佐倉市の自宅に隣接する家へ居所を移されました。</p> <p>その結果、横浜市には誰も居住していない状況となり、娘の嫁ぎ先である安中市に女性の住民票を移そうとしました。</p> <p>しかし、平成18年4月より地域密着型サービスの制度が開始されたことにより、3ヶ月以上、市内に住民登録の実績がないと地域密着型サービスを利用できないとしている安中市の規定があるため、住民票を移すとなると当該グループホームを、一旦、退去しなければならないという状況でした。</p> <p>女性は当該グループホームでの生活に慣れ親しんでおり、入居以降、認知症の症状も安定しております。退去することにより、再び認知症の症状の悪化、身体状況の悪化の危険性が大きく、このような事態は避けなければなりません。そこで、佐倉市在住の息子さんより、当市の方へ相談がありました。</p> <p>再度、安中市に確認したところ、利用者の不利益になることから、施設に住所を移すか、家族の住所に移すことにより、退去なく入居の継続が可能との回答となりました。したがって、佐倉市のみなし指定の必要性がなくなりました。</p> <p>佐倉市としては特例で当該グループホームを指定し、女性が夫と同じく当市へ住民票を移し、引き続き現在の介護サービスをご利用可能としたいと考えていましたが、精査の結果、その必要がなくなったということです。</p> <p>以上でございます。</p>
○事務局	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
●B委員	<p>制度の改正によるのみなし指定と言うのは、安中市の規定は3か月ということで、各市バラバラなのではないでしょうか。</p>
○事務局	<p>先週の金曜日に問い合わせましたが、今回のケースは安中市の3カ月の規定には該当しないそうですが、新規に転入してきた場合に地域密着という観点から、いろいろな規定を各市で作っているようでしたので、職員の錯誤かと思われます。</p>
●B委員	<p>逆のケースは佐倉市でもありますか。</p>
○事務局	<p>佐倉市の場合、退所することなくそのまま継続することが出来ます。</p>
●D委員	<p>資料2の問題でみると、佐倉市は1日でも住民であれば、OKなのですか。</p>
○事務局	<p>そうなります。地域密着型サービスは佐倉市に1日でも住民であったら、特段の規定がないので、施設に入所してしまえば、佐倉市の地域密着型のサービスが使える</p>

	<p>てします。今までに、1件だけそのような例があります。現状はこうですが、ご意見を頂きたいのです。</p>
●D委員	<p>介護給付費が高いのに、問題ではありませんか。</p>
●B委員	<p>継続はともかく1日、2日だけというのはあり得ないではありませんか。なにか、経緯があるのでしょうか。</p>
○事務局	<p>事後にわかったことです。施設が勘違いして、グループホームにダイレクトに入れてしまったので、いったん市内の親せきに住所を移して入所を行ったことがあります。</p>
●B委員	<p>条例があるのですか。</p>
○事務局	<p>特に取り決めがなく、条件をつけられるというだけなので、市町村によりばらつきがあります。</p>
○事務局	<p>条例まではありませんが、取扱要綱を定めている市町村もあります。地域密着型サービスは、市民が入ることが前提で動いている施設です。18年4月1日以前であっても、入所の現実があり、退去が不利益になる時には、ルールを無視してでも認めていかないといけないのではないかと思います。今回は、この場で決めるというよりも、今後、類似案件が出てきたときに、どうしたらよいか、ご意見を頂きたいと思います。</p>
●D委員	<p>今後、介護難民があった時に、住民の事実が1日からでも空きさえあれば入れるとなれば、問題だと思います。その辺を抑える施策は要るのではないのでしょうか。逆に、近隣市町村との連携があってもよいのではないかと思います。佐倉市が1日だけでも良いという話であったので、どんどん流れ込んだら、よくないでしょう。</p>
○事務局	<p>今のところは1件だけです。</p>
●D委員	<p>安中市のこの方はどうなりましたか。</p>
○事務局	<p>安中市の娘さんのところに住所を移して、継続してサービスを受けることになりました。</p> <p>介護サービスを受けるに当たっての住民としての期間について、皆様から頂いたご意見を参考にさせて頂いて、今後の事務にあたりたいと思います。ありがとうございました。</p>
●H委員	<p>介護保険料が高くなり、支払うのが大変という声をよく聞きます。</p> <p>それで、必要な介護サービス等の給付を受ける時期が出来るだけ遅くなるように、楽しく生きがいのある暮らしづくりや、いきいき健康づくりの施策の一層の充実を希望します。</p>

○高齢者福祉課長	基本的に健康寿命を如何に延ばすかが、介護予防事業目的で、効果も見えにくいのですが、介護予防ということは、健康な人を増やすということが大事ではないかと考えています。効果についても研究して参りたいと思います。
●B委員	アンケートの83ページで、老人の憩いの場が欲しいとあり、世田谷方式の話が出ていますが、一般の家庭を開放するこの方式が、可能なかどうか、もし事例があれば教えてください。
○事務局	今の段階で把握はしていません。
○高齢者福祉課長	生き生きサロンみたいなものではないかと思われます。高齢者の方が交流することにより、充実した生活を送って頂くというものではないかと思います。
●I委員	生き生きサロンについて、毎日という要望があり、志津駅前に常設のスペースを開設することになりました。これは市内で初めてとなります。
●C委員	志津以外の住民でも使えるのですか。
●I委員	大丈夫です。
○事務局	今年度の今後の予定ですが、7月位に地域包括支援センターに関する報告を考えています。日程は未定ですが、決まりましたら通知をお出ししますので、よろしくお願いいたします。
●議長	他にご意見はありますか？
●G委員	<p>佐倉市なりの高齢者福祉の理念についてです。地域密着で高齢者を支えていく時、高齢者が地域に住んでいることを実感できるような(行事に参加したり)もの作って欲しいと思います。整備予定の数を埋めるだけでなく、真の意味での地域密着事業を希望します。</p> <p>また、高齢者虐待の問題について、災害時の福祉避難所、要援護者、避難の問題など、計画書の中には見られませんが、介護保険の話だけでなく、地域の高齢者福祉の議論もしなくてはいけないのではないかと思います。資料にありませんでしたが、虐待問題と民生委員さんなどの絡みについてなどです。</p>
○事務局	<p>災害時について、昨年度から、災害時の要支援者への対応について、施設協議会とも勉強会を重ね、受け入れ態勢について、今年度は個々の施設との協定を結ぶことを考えています。今回の計画にはありませんが、2年後の計画の中では、災害時、虐待の問題にも触れていきたいと思っています。</p> <p>今の段階では、災害時について、計画施設の公募で手いっぱい報告が出来ませんでした。</p>

●D委員	せっかく地域密着というものなので、佐倉市独自の募集をお願いします。
●議長	それでは、議事 その他に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。
○事務局	議長、よろしいでしょうか。 次回、高齢者福祉検討会については、7月ごろ、地域包括に関する運営委員会を予定しております。 以上です。よろしくお願いいたします。
●議長	どうもありがとうございました。今までの件に関しまして、ご発言あるいは疑問等がございましたら、今お受けいたしますがいかがでございましょうか。もし、無いようでしたら、本日の議事はすべて終了したということで、平成24年度第一回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了させていただきたいと思えます。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。